

優良住宅部品に係る印刷物、電子情報媒体等における表示

優良住宅部品認定規則第46条に規定する印刷物、電子情報媒体等における表示は、次により該当する優良住宅部品についてのみ行うものとし、それ以外の住宅部品との区別を明瞭にして行う。

	印刷物、電子情報媒体等への表示
1. 優良住宅部品の場合 (2の場合を除く。)	次のいずれかの方法により表示を行う。 (1) BL マーク、BL マーク証紙と同一のデザイン等による表示 (2) 優良住宅部品、BL 部品等の語句による表示
2. 付加認定基準に適合した優良住宅部品の場合	次のいずれかの方法により表示を行う。 (1) BL・bs 部品であることを表示したBLマーク証紙と同一のデザインによる表示 (2) 優良住宅部品である旨の表示及び次のすべての語句の表示 ①「BL・bs」の語句(「-bs」は、小文字とする。) ②優良住宅部品認定規程第11条第2項の各号に掲げる特長(以下「BL・bs 部品の特長」という。)を端的に表す語句で、別に定める「BL・bs 部品の特長に関する表示語句」によるもの。 ③BL・bs 部品の特長に関する具体的な性能等を表す語句で、別に定める「BL・bs 部品の特長に関する表示語句」によるもの。